

福祉環境委員会

令和4年11月1日(火)
10時00分～時分
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長（新型コロナウイルスワクチン対策室長）、
藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、
湯浅健康医療対策課健康増進担当課長、松山子ども・子育て支援課長
〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、土谷資産税課長
〔上下水道部〕有福上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

1 執行部報告事項

- (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について 【地域福祉課】
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について
【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (4) 安城保育園と杵束保育園の統合について 【子ども・子育て支援課】
- (5) 「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ」ロゴマーク募集について 【環境課】
- (6) 基準地価調査の結果等について 【資産税課】
- (7) 令和3年度末 汚水処理人口普及率 【下水道課】
- (8) 浜田処理区下水道整備事業について 【下水道課】
- (9) その他

2 その他

3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について
【Vol.66 9月号】（委員間で協議）

4 【取組課題】就労支援を含めた障がい者支援について（委員間で協議）

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

電力・ガス・食料品等の価格高騰によって家庭への負担が増える中、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯あたり5万円を給付します。

○支給対象者

基準日（令和4年9月30日）において住民基本台帳に記載されている者で、次の①又は②に該当する世帯主

- ① 世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ② ①のほか、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる（家計急変）世帯

○制度概要

【支給額】

1世帯当たり50千円

・住民税均等割非課税世帯等 7,768世帯(推計)

・家計急変世帯 20世帯(推計)

【推計総支給額】 7,788世帯×50千円=389,400千円

【支給方法】

① 住民税非課税世帯（プッシュ式による確認書送付）

ア 市は住民税均等割非課税世帯を抽出し、給付内容・確認事項を記載した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付する。

イ 確認書が届いた世帯は内容を確認し、令和5年1月末日までに市へ返送する。

ウ 市は確認書が到着した世帯の内、対象世帯に速やかに給付金を支給する。

※ 令和4年1月2日以降転入者を含む世帯、令和4年度市町村民税が未申告である者を含む世帯については、申請書の提出が必要。

② 家計急変世帯（本人からの申請書提出）

ア 対象者は市に対し、申請書を令和5年1月末日までに提出する。

イ 市は申請者が支給要件に該当するかを審査の上、速やかに給付金を支給する。

今後のスケジュール(案)

令和4年 10月下旬 対象者リスト作成、管理システム構築、広報開始

〃 11月中旬 確認書の送付・家計急変世帯の申請受付開始

※ 市で確認書等受付後14日前後を目安に給付金を振込

令和5年 1月31日 確認書及び申請書送付期限

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

9月は、8月に引き続き、多数の感染症患者が確認されています。

なお、9月26日より、全数把握を見直し、「発生届」が必要とする対象を、高齢者や重症化リスクが高い人などに限定できるようにし、若者など対象外となった人については感染者の総数と年代別の人数を把握するとしています。

この結果、9月26日以降は、対象外となった人については、浜田市内の診療所等で陽性と診断された人の集計となっており、浜田市民かどうかまでは、不明であり、浜田市民の感染症患者数については把握できなくなりました。

◇患者人数（令和4年10月19日公表分まで）

【令和2年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	0	0	0	2	0	0	4	4	0	0	10

【令和3年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
7	13	0	2	97	56	50	0	0	500	149	176	1,050

【令和4年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
66	160	67	1,239	2,147	1,105	589						5,373

2 浜田保健所への市保健師派遣について

浜田保健所の要請により、健康観察等の業務に市保健師を派遣しました。

令和3年度：1/14～2/20、3/30～3/31 延べ 74人

令和4年度：4/1～4/12、5/13～5/27、7/9～9/15 延べ 52人

※9月16日以降は派遣要請なし

3 新型コロナウイルス感染症に係る電話相談件数

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請を受け本庁健康医療対策課及び支所市民福祉課において電話相談を

実施しています。

また、令和3年3月からは、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談件数も計上しています。

◇相談者数及び相談件数（件）

	相談者数（人）	症状等の相談	医療体制	予防治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度	6,128	70	10	15	16	5,434	587
令和4年度	1,622	101	15	5	3	1,279	227

※令和4年10月19日現在

注）一度に複数の相談もあるため、相談者数と件数の合計は一致しません。

4 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。令和4年度においても継続して実施します。

令和4年9月には検体採取の内、16件の陽性判定がありました。

◇検査件数（件）

【令和2年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
未実施								1	14	4	1	20

【令和3年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9	4	6	5	13	(2) 17	4	11	5	(5) 43	27	(4) 28	(11) 172

【令和4年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29	(3) 25	(1) 13	(16) 33	(43) 69	(16) 42	(4) 19						(63) 169

※令和4年10月19日現在

※（ ）は陽性件数

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

- 1 オミクロン株対応 2 価ワクチンの接種（令和 4 年秋開始接種）について
令和 4 年 9 月 20 日特例臨時接種に位置づけ
※同日、特例臨時接種期間が令和 5 年 3 月 31 日まで延長された。
 - (1) 対象者
初回接種（1・2 回目）を完了した 12 歳以上で最終接種から 3 か月以上経過した方（1 人 1 回接種）
※令和 4 年 10 月 21 日から接種間隔が 5 か月から 3 か月に短縮
 - (2) 接種期間
令和 4 年 9 月 27 日（火）から開始、令和 5 年 3 月 31 日（金）まで
 - (3) 接種券送付
最終接種から 3 か月経過後順次送付
※令和 4 年 10 月 21 日から接種間隔 5 か月から 3 か月に短縮
 - (4) 使用ワクチン
オミクロン株と従来株に対応した 2 価ワクチン
ファイザー社製（BA. 1・BA. 4-5）、または、モデルナ社製（BA. 1）
※BA. 4-5 について、10 月 13 日から接種可能となったが、BA. 1 と合わせて接種対象者が配分されるため、また、納品数量がまだ少ないため、当面の間は BA. 1 を使用
 - (5) 接種会場
 - ア 個別接種（39 医療機関、5 高齢者施設）
 - イ 集団接種
会場：浜田医療センター
日時：11 月 26 日（土）14 時～19 時、11 月 27 日（日）9 時～16 時
12 月 10 日（土）14 時～19 時、12 月 11 日（日）9 時～16 時
 - (6) 周知方法
全戸配布チラシ、ホームページ等
- 2 小児（5～11 歳）3 回目接種（第 1 期追加接種）について
令和 4 年 9 月 6 日特例臨時接種に位置づけ
※同日小児接種（5～11 歳）について努力義務が適用された。
 - (1) 接種券送付開始
令和 4 年 9 月 28 日（水）に 444 名分を送付、以降、2 回目接種から 5 か月経過後順次送付
 - (2) 予約開始
令和 4 年 10 月 4 日（火）
浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターで受付
 - (3) 接種開始
令和 4 年 10 月 17 日（月）
 - (4) 接種会場
個別接種（5 医療機関）

3 乳幼児接種（生後6か月～4歳）について
令和4年10月24日特例臨時接種に位置付け
11月中旬に接種開始予定

4 その他

接種間隔の短縮について

令和4年10月21日から、初回接種を完了した12歳以上の方の接種間隔を5か月から3か月に短縮

5 新型コロナウイルスワクチン接種状況について（10月25日現在）

(1) 12歳以上の1・2回目接種（初回接種）、3回目接種（第1期追加接種）、4回目接種（第2期追加接種）、オミクロン株対応2価ワクチン接種（令和4年秋開始接種）

（単位：件）

区分	全体	12～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳～	内オミクロン
券送付数	45,771	3,330	7,850	11,989	3,474	19,128	-
1回目	41,629	2,831	6,542	10,830	3,235	18,191	-
	91.0%	85.0%	83.3%	90.3%	93.1%	95.1%	-
2回目	41,545	2,821	6,519	10,814	3,234	18,157	-
	90.8%	84.7%	83.0%	90.2%	93.1%	94.9%	-
3回目 (2回目に対する割合)	36,490	1,712	4,731	9,253	3,064	17,730	107
	79.7%	51.4%	60.3%	77.2%	88.2%	92.7%	-
	(87.8%)	(60.7%)	(72.6%)	(85.6%)	(94.7%)	(97.6%)	-
4回目 (3回目に対する割合)	21,336	8	1,033	2,284	2,213	15,798	1,397
	46.6%	0.2%	13.2%	19.1%	63.7%	82.6%	-
	(58.5%)	(0.5%)	(21.8%)	(24.7%)	(72.2%)	(89.1%)	-

※VRSにより抽出、券送付数及び接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

(2) 小児接種（5～11歳）

（単位：件）

区分	件数
券送付数	2,743
1回目	810
	29.5%
2回目	775
	28.3%
3回目	51
	1.9%

※VRSにより抽出、券送付数及び接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

安城保育園と杵束保育園の統合について

現在、社会福祉法人みかわが運営している「安城保育園（弥栄町長安本郷）」と「杵束保育園（弥栄町木都賀）」は、園児数減少等の理由から、令和5年4月に、次のとおり統合される予定です。

1 統合園の概要

- (1) 運営法人 社会福祉法人みかわ
- (2) 園名 (仮称) 認定こども園やさかこども園
※ 令和5年度からの認定こども園化に向けて認可申請予定
- (3) 園舎 現在の杵束保育園の園舎を使用予定
※ 安城保育園の園舎では、地域子育て支援センター事業などの実施を検討中

2 安城保育園と杵束保育園の園児数

- (1) 令和4年10月1日現在の園児数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
安城保育園	0	1	4	2	4	4	15
杵束保育園	1	0	1	3	3	0	8

- (2) 過去5年の園児数の推移（4月1日時点）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
安城保育園	20	18	14	14	15
杵束保育園	19	19	17	15	7

「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ」ロゴマーク募集について

1. 趣旨

令和 4 年 9 月 1 日に「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を行いました。この取り組みを市内外に周知すると共に市民の意識醸成を図ることを目的に、この表明を示すシンボルマーク及びロゴタイプを募集する。

2. 募集内容と条件

下記の内容のシンボルマーク（図柄）とロゴタイプ（デザインされた文字）の両方あるいはどちらか一方でも可

- ・単色あるいは 3 色までのもの、日本語表記又は英文表記のもの、カラーとモノクロのどちらでも使用可能なもの、シンボルマークとロゴタイプの単体あるいは組み合わせで使用可能なもの、縮小・拡大しても使用可能なもの
- ・ポスター、看板、バッジ、ホームページ、SNS アイコン、その他商品への貼り付け等で使用予定

3. 募集期間・周知方法

- ・令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 1 月 6 日まで
- ・広報はまだ、市ホームページ、CATV 放送、チラシ、学校等へ周知等

4. 応募資格

- ・浜田市に在住又は通勤・通学する小学生以上の個人で、一人 1 作品

5. 応募方法

- ・提出方法：応募用紙による郵送、若しくはデータでメール送信又は CD - R での提出
- ・必要事項：作品の説明文 200 字以内、住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先・学校名・学年（児童生徒の場合）

6. 結果発表及び各賞

- ・結果発表は、令和 5 年 2 月下旬、入賞者の氏名・年齢・学校名等を公表
- ・各賞と副賞：最優秀賞 1 名（賞状と浜田市共通商品券 3 万円分）
優秀賞 2 名（賞状と浜田市共通商品券 1 万円分）
（児童・生徒が入賞した場合は、賞状と副賞相当額の図書カード）

7. 選考委員会

- ・委員長：市民生活部長、副委員長：環境課長、
委員：浜田市環境審議会会長・会長代理、浜田市環境清掃対策審議会会長・副会長、
エコライフ推進隊会長・副会長

基準地価調査の結果等について

1 地価の動向

島根県は、※基準地価調査（令和4年7月1日現在）の結果を9月20日に公表しました。調査結果は以下のとおりです。

（単位：％）

地価変動率	全用途平均		住宅地		商業地		概況
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
全 国	▲0.4	0.3	▲0.5	0.1	▲0.5	0.5	【全国】 全用途平均が3年ぶりに上昇に転じた。 【三大都市圏】 全用途で上昇した。 【地方圏】 全用途で下落が継続したが、下落率は縮小した。 【島根県】 全用途で下落が継続し、住宅地は20年連続、商業地は24年連続の下落となった。 【浜田市】 全用途で下落が継続したが、全用途平均で下落率は縮小した。
三 大 都 市 圏	0.1	1.4	0.0	1.0	0.1	1.9	
東 京 圏	0.2	1.5	0.1	1.2	0.1	2.0	
大 阪 圏	▲0.3	0.7	▲0.3	0.4	▲0.6	1.5	
名 古 屋 圏	0.5	1.8	0.3	1.6	1.0	2.3	
地 方 圏	▲0.6	▲0.2	▲0.7	▲0.2	▲0.7	▲0.1	
地 方 四 市 (札幌, 仙台, 広島, 福岡)	4.4	6.7	4.2	6.6	4.6	6.9	
そ の 他	▲0.8	▲0.4	▲0.8	▲0.5	▲1.0	▲0.5	
島 根 県	▲1.1	▲1.0	▲1.1	▲1.0	▲1.3	▲1.1	
浜 田 市	▲0.9	▲0.8	▲1.0	▲0.8	▲0.8	▲0.9	

※「基準地価調査」とは

都道府県知事が毎年7月1日における標準価格を判定するもので、一般の土地取引に際して指標を与えるとともに、適正な公共用地の取得価格の算定に資することを目的としてします。

【調査地点数：全国21,444地点・島根県273地点・浜田市21地点】

2 浜田市内の基準地価の状況（抜粋）

区分	所在地	基準地価（円/㎡）		変動率
		令和3年	令和4年	
住宅地	殿町23番11	51,300円	51,100円	▲0.4%
	金城町七条八568番56	14,400円	14,300円	▲0.7%
	旭町今市384番1	8,750円	8,700円	▲0.6%
	弥栄町長安本郷555番3	3,350円	3,300円	▲1.5%
	三隅町三隅1417番10	22,700円	22,500円	▲0.9%
平 均				▲0.8%
商業地	殿町84番3	68,500円	68,100円	▲0.6%
	朝日町38番外	48,400円	48,400円	0.0%
	金城町七条イ974番1	13,600円	13,400円	▲1.5%
	旭町今市605番7	9,600円	9,500円	▲1.0%
	三隅町三隅1311番1外	31,900円	31,500円	▲1.3%
平 均				▲0.9%

【裏面へ続く】

3 固定資産税評価額の状況（見込み）

固定資産税評価（土地）は、3年に1度の評価替え基準日（令和2年1月1日現在）における不動産鑑定価格を基に、3年間の評価額を決定することとなっています。

浜田市では、適正な価格による固定資産税賦課のために、評価替え基準日の鑑定価格に加え、地価公示（毎年1月1日基準日）や基準地価調査（毎年7月1日基準日）による毎年の地価下落に係る影響を考慮して評価額に反映させています（下落修正）。

このたび、令和3年7月1日から令和4年7月1日までの1年間の地価下落状況を踏まえ令和5年度の価格を下記のとおり試算しました。

○地価下落による固定資産税 標準宅地の主な変動状況と経年推移（見込み）

区分	地域	固定資産税価格（円/㎡） ※下段（ ）は対前年比					今回 変動率
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	
住宅地	相生町周辺 （国交省付近）	34,650 （0.0%）	34,650 （0.0%）	34,160 （▲1.4%）	33,950 （▲0.6%）	33,740	▲0.6%
	長沢町周辺 （二反田団地内）	24,660 （▲0.6%）	24,450 （▲0.8%）	24,280 （▲0.7%）	24,130 （▲0.6%）	24,050	▲0.3%
	熱田町周辺 （石原団地内）	20,160 （0.0%）	20,160 （0.0%）	19,580 （▲2.8%）	19,520 （▲0.3%）	19,430	▲0.4%
	周布町周辺 （周布公民館付近）	17,490 （▲1.6%）	17,350 （▲0.8%）	17,220 （▲0.7%）	17,010 （▲1.2%）	16,870	▲0.8%
商業地	浜田駅前周辺 （ワットソル付近）	68,320 （▲1.3%）	68,320 （0.0%）	68,320 （0.0%）	68,320 （0.0%）	68,320	0.0%
	殿町周辺 （186号線沿線）	46,110 （▲1.4%）	45,780 （▲0.7%）	45,570 （▲0.4%）	45,240 （▲0.7%）	44,970	▲0.6%
	黒川町周辺 （プリル付近）	41,450 （▲1.3%）	41,160 （▲0.7%）	40,820 （▲0.8%）	40,610 （▲0.5%）	40,440	▲0.4%
	片庭町周辺 （浜田合庁付近）	34,290 （▲1.2%）	34,040 （▲0.7%）	33,490 （▲1.6%）	33,320 （▲0.5%）	33,150	▲0.5%

（参考）土地の課税状況の推移（概要調書より）

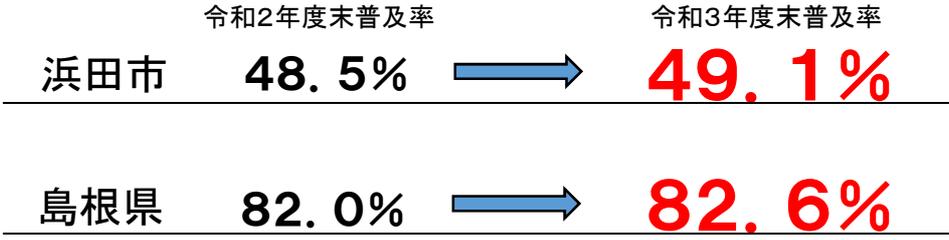
【単位】金額：千円

年度	個人			法人			計		
	筆数	評価額	課税標準額	筆数	評価額	課税標準額	筆数	評価額	課税標準額
平成21年度	217,034	128,412,195	43,565,967	10,949	47,975,285	30,061,221	227,983	176,387,480	73,627,188
平成30年度	205,942	103,152,476	36,960,454	11,557	37,643,030	24,116,113	217,499	140,795,506	61,076,567
令和元年度	205,163	102,563,131	36,683,737	11,650	38,059,458	24,320,961	216,813	140,622,589	61,004,698
令和2年度	203,685	98,989,174	35,489,383	11,579	36,997,449	23,583,976	215,264	135,986,623	59,073,359
令和3年度	202,718	95,980,372	34,301,735	11,601	35,806,491	22,774,527	214,319	131,786,863	57,076,262
令和4年度	202,152	95,180,398	33,999,853	11,925	36,002,425	22,853,298	214,077	131,182,823	56,853,151

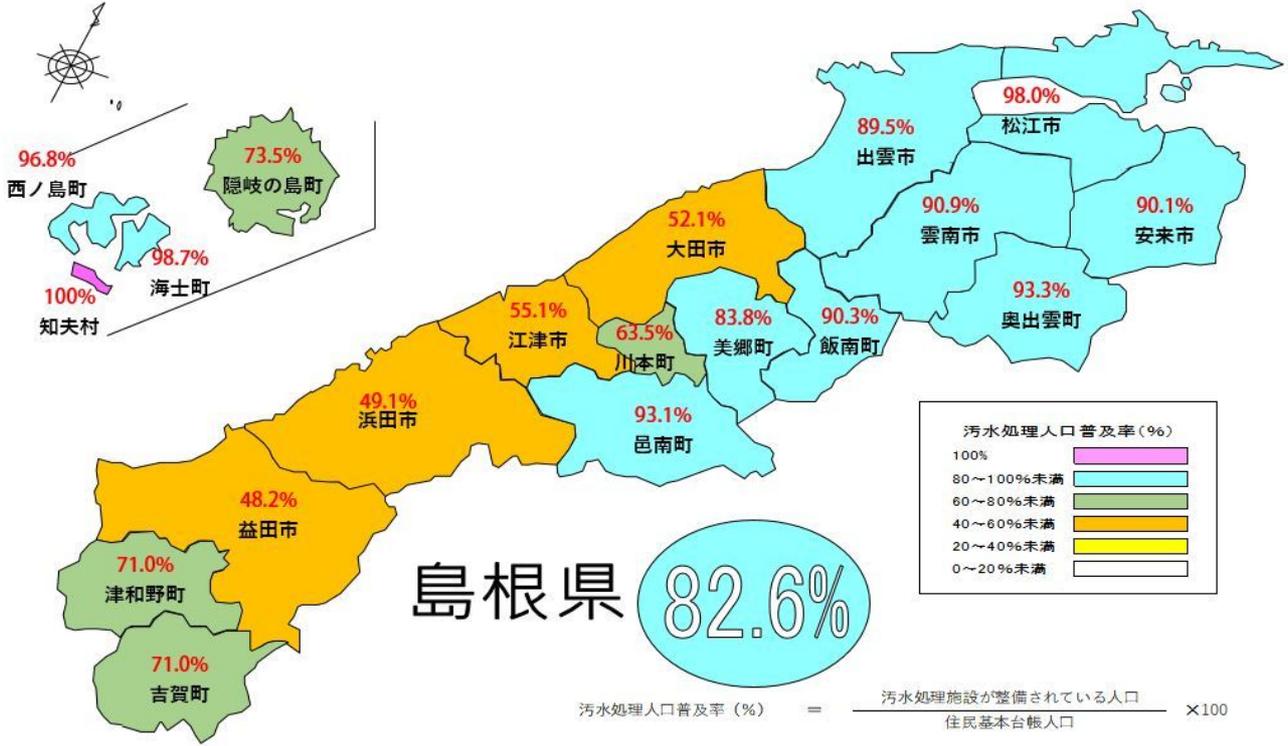
※税率は1.5%

令和3年度末 汚水処理人口普及率

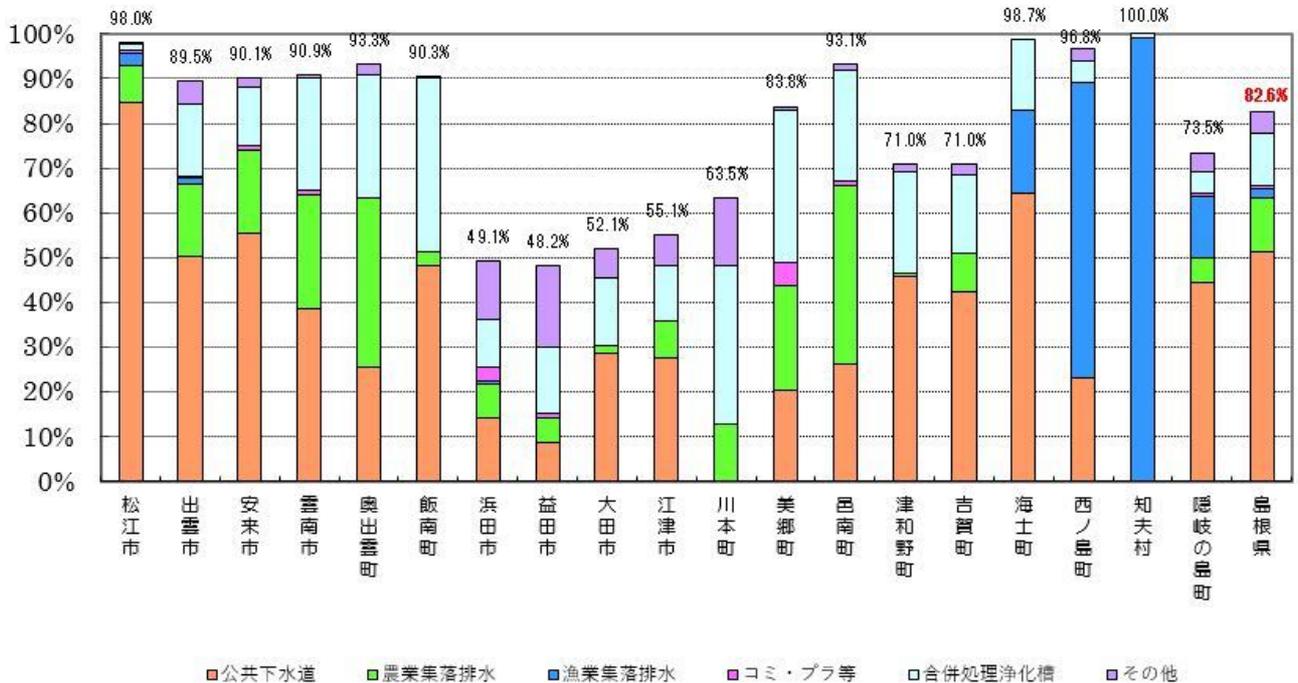
・令和3年度の汚水処理人口普及率がまとまりましたので報告します。



令和3年度末 汚水処理人口普及率（市町村別）



令和3年度末 汚水処理人口普及率（整備手法別）



浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業の管路整備において公民連携（DB方式）により整備を進めるにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、令和4年10月14日に浜田市ホームページにて募集要項等を公表し、募集を開始しました。

1 募集要項等について

(1) 事業概要

ア 第1工区

(ア) 事業予定地

浜田市殿町外 約31ha

(イ) 施工対象施設

開削工法 φ75～450mm：約7,792m

推進工法 φ150～300mm：約1,987m

(ウ) 提案上限価格

1,248,479千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 第2工区

(ア) 事業予定地

浜田市黒川町外 約46ha

(イ) 施工対象施設

開削工法 φ75～150mm：約8,443m

推進工法 φ150～250mm：約2,058m

(ウ) 提案上限価格

1,322,379千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 募集スケジュール

日 程	内 容
令和4年10月14日	募集要項等の公表
令和4年11月4日	募集要項等に関する質問の受付の締切
令和4年12月2日	参加表明書等の受付の締切
令和5年1月18日	提案書類の受付の締切
令和5年2月下旬	提案書類の審査・ヒアリング

2 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年3月上旬頃	契約候補者の決定
令和5年3月下旬頃	基本協定の締結
令和5年度	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年度	建設工事請負契約の締結
令和10年3月頃	管路工事完了